

# 定 款

一般財団法人 柏戸記念財団

# 一般財団法人 柏戸記念財団 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

**第1条** この法人は、一般財団法人柏戸記念財団（以下「本財団」という。）と称する。

### (事務所)

**第2条** 本財団は、主たる事務所を千葉県千葉市中央区長洲2丁目21番8号に置く。

2 本財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** 本財団は公衆衛生の向上に努めるとともに、成人病を主とする学術研究とその予防並びに有効適切な健康管理と、医療従事者の教育及び育成に対する支援を通じて医療の普及を図り、広く社会の福祉に貢献することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 本財団は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 医科学及び薬科学に関する調査研究
- (2) 病院及び診療所の設置並びにその経営に関する事業
- (3) 医療従事者の教育及び育成に携わる医療機関に対する支援に関する事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業（通所介護サービス事業に係るものに限る。）及び居宅介護支援事業
- (5) 前各号の他、本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、千葉県において実施するものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (事業年度)

**第5条** 本財団の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

### (事業計画及び収支予算)

**第6条** 本財団の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同

様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

**第7条** 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告しその他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

#### (余剰金の分配の制限)

**第8条** 本財団は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

## 第4章 評議員

#### (評議員)

**第9条** 本財団に評議員6名以上13名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

**第10条** 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

#### (任期)

**第11条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

**(評議員に対する報酬)**

**第12条** 評議員の報酬は、無報酬とする。

**第5章 評議員会**

**(構成)**

**第13条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

**(権限)**

**第14条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するもとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

**第15条** 本財団の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

**(招集)**

**第16条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(決議)**

**第17条** 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければ

ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

**第18条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、代表理事、議長のほか出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印するものとする。

## 第6章 役員

#### (役員)

**第19条** 本財団に次の役員を置く。

(1) 理事6名以上13名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

#### (役員を選任)

**第20条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員親族制限)

**第21条** 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特別の関係にある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 前項の特別の関係のある者とは、次に掲げる者とする。

(1) 当該役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 当該役員の使用人

(3) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(4) 前2号に掲げる者の配偶者

(5) 第1号から第3号までに掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者

#### (理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第25条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

- 第26条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (役員損害賠償責任の免除)

- 第27条** 本財団は、法人法第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

#### (外部役員責任限定契約)

- 第28条** 本財団は、理事会の決議によって、外部理事又は外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、本財団があらかじめ定めた額と法

令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

### (構成)

**第29条** 本財団に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

**第30条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

### (招集)

**第31条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、当該理事会開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (議長)

**第32条** 理事会の議長は、理事長とする。理事長に事故があるときは、理事会において理事の中から選定する。

### (決議)

**第33条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

**第34条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか出席した理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上及び出席した監事が署名押印するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

**第35条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

### (解 散)

**第36条** 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

**第37条** 本財団が解散により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

**第38条** 本財団の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 事務局

### (事務局)

**第39条** 本財団に事務局を置く

2 事務局は、事務局長1名及び事務職員で構成する。

3 事務局長の選任及び解任については、理事会において定める。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第11章 雑則

### (委 任)

**第40条** この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理

事長が別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は、柏戸正英とする。
- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

新井 英次  
大木 康司  
志村 昭光  
花岡 和明  
藤森 宗徳  
三橋 稔  
草刈 隆  
梅村 星児  
土屋 剛  
御園 富士夫